

京都府公報

号外第32号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
総務調整課
電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話(075)441-3155

目 次

監 査 委 員
包括外部監査結果の公表

ページ
1

監 査 委 員

18年監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人光田周史から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年4月28日

京都府監査委員 梅 原 勲
同 佐 藤 宏
同 道 林 邦彦
同 村 山 佳也

平成17年度京都府包括外部監査報告書

平成18年3月15日

包括外部監査人
光 田 周 史

| | |
|------------------|--|
| 平成17年度 京都府包括外部監査 | |
| 監 査 テ ー マ | |
| 1 | 府税の賦課徴収に関する事務の執行について |
| 2 | 農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について |

総 目 次

包括外部監査のあらまし

- 1．外部監査の種類..... 3
- 2．外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件）..... 3
- 3．包括外部監査人および補助者の氏名・資格..... 3
- 4．外部監査の実施期間と執務日数等..... 3
- 5．利害関係..... 4

監査テーマ(1)

「府税の賦課徴収に関する事務の執行について」

| | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| 第1 | 外部監査の概要 | 8 |
| 1. | 外部監査の種類 | 8 |
| 2. | 外部監査のテーマ(地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件) | 8 |
| 3. | 外部監査の実施期間 | 8 |
| 4. | 外部監査の方法 | 8 |
| 5. | 包括外部監査人および補助者の氏名・資格 | 9 |
| 6. | 利害関係 | 9 |
| 7. | その他 | 9 |
| 第2 | 外部監査の対象 | 10 |
| 1. | 府税の概要 | 10 |
| 2. | 賦課徴収組織の概要 | 13 |
| 第3 | 監査の結果および意見 | 16 |
| 1. | 個人府民税について | 16 |
| 2. | 個人事業税について | 24 |
| 3. | 法人二税(法人府民税、法人事業税)について | 32 |
| 4. | 不動産取得税について | 37 |
| 5. | 自動車税について | 39 |
| 6. | 自動車取得税について | 52 |
| 7. | 軽油引取税について | 54 |
| 8. | ゴルフ場利用税について | 58 |
| 9. | 産業廃棄物税について | 60 |
| 10. | 徴税費関係について | 62 |
| 11. | 課税客体の捕捉について | 70 |
| 12. | 課税客体データの整理について | 76 |
| 13. | 府税の滞納整理について | 77 |
| 14. | 税務職員の人事政策について | 84 |
| 15. | 旧府税事務所の有効活用について | 92 |
| 16. | 府税公所の効率的再編について | 100 |
| 第4 | 結語 | 103 |
| 第5 | 参考資料 | 111 |

監査テーマ(2)

「農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について」

| | | |
|----|------------------------|-----|
| 第1 | 外部監査の概要 | 117 |
| 1. | 外部監査の種類 | 117 |
| 2. | 外部監査のテーマ | 117 |
| 3. | 外部監査の実施期間 | 117 |
| 4. | 外部監査の方法 | 117 |
| 5. | 包括外部監査人および補助者の氏名・資格 | 118 |
| 6. | 利害関係 | 118 |
| 第2 | 監査対象の概要 | 118 |
| 1. | 京都府における位置付け | 118 |
| 2. | 京都府における農業の概況 | 120 |
| 3. | 各試験研究機関の概要 | 126 |
| 第3 | 外部監査の結果-問題点の指摘と改善提案 | 142 |
| 1. | 監査結果総括 | 142 |
| 2. | 各試験研究機関での監査結果 | 146 |
| 第4 | 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見 | 154 |
| 1. | 試験研究テーマの選定とその評価について | 154 |
| 2. | 研究成果の資産価値について | 168 |
| 3. | 今後の試験研究機関に期待される役割について | 171 |
| 4. | 地方独立行政法人化について | 182 |
| 第5 | 参考資料 | 183 |

包括外部監査のあらまし

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および「京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

2. 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件）

京都府における平成17年度の包括外部監査のテーマとして、以下を選定した。

- (1) 「府税の賦課徴収に関する事務の執行について」
- (2) 「農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について」

それぞれのテーマの選定理由は次のとおりである。

- (1) 京都府政の推進にあたって府税収入の確保が重要であることは言うまでもなく、また、地方財政における自主財源の重要性は今後一層高まることが予想される。

こうした状況の中、府民の税務行政への信頼性を高め、負担の公平性を維持していくためには、適正な課税処理や滞納整理の促進は喫緊の課題であると思料する。

そこで、府税の賦課徴収事務について、法令や条例等への準拠性を検証するとともに、徴収率の改善や徴収コストの削減といった個別課題に加えて、税務行政全般にわたって外部の専門家の視点から検討を加えることは有用であると判断した。

さらに、これらの検証や検討を通じて、地方自治法第2条第14項にいう「最少の経費で最大の効果」、同第15項にいう「組織及び運営の合理化」の実現の一助となりうる積極的な提言にも繋げたいと企図し、本テーマを選定した。

- (2) 京都府においては、保健福祉、商工、農林水産の各所管のもとに各種試験研究機関が設置され、それぞれの専門分野での試験研究が行われているが、その成果がどのような形で府民に還元されているのか、なかなか見えずらい部分がある。

とりわけ農林水産関係においては、農業従事者の高齢化が加速的に進行する中で、品種改良、栽培技術の改善や機械化、作業の分業化などの作業効率と快適性向上のための技術開発が喫緊の課題として解決を求められ、試験研究機関の役割は重要性を増しているともいえよう。

そこで、今回はこの農業関係の試験研究機関に焦点をあて、京都府域の農業振興にどのような成果をもたらしているのかを検証し、その課題や組織のあり方、さらには今後各試験研究機関に期待される役割について明らかにすることが有用であると判断し、本テーマを選定した。

3. 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

- (1) 包括外部監査人

公認会計士・税理士 光 田 周 史

- (2) 包括外部監査補助者

公 認 会 計 士 新 井 英 植

公認会計士・税理士 伊 藤 久 人

税 理 士 垣 木 英 宏

公認会計士・税理士 津 田 穂 積

公認会計士・税理士 土江田 雅 史

公 認 会 計 士 堀 田 喜代司

立命館大学法科大学院教授 三 木 義 一 (五十音順)

4. 外部監査の実施期間と執務日数等

平成17年7月22日から平成18年3月3日までであり、その間の執務日数は次の通りである。

(単位：日数)

| | 監査対象機関等への往査等 | 事務所執務 | 計 (+) |
|-----------|--------------|-------|---------|
| 包括外部監査人 | 29 | 63 | 92 |
| 包括外部監査補助者 | 95 | 131 | 226 |
| 合 計 | 124 | 194 | 318 |

(注1) 平成17年7月22日から平成18年3月3日までの集計であり、平成18年3月3日以後に実施された監査結果の報告等に係る執務日数は含んでいない。

(注2) の事務所執務は、包括外部監査人の事務所における執務に加えて、補助者が自らの事務所で執務した時間を含む。

(注3) 1日の執務時間を6時間として日数計算をしている。

5. 利害関係

京都府と包括外部監査人ならびに補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

「府税の賦課徴収に関する事務の執行について」

目 次

第1 外部監査の概要

| | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 外部監査の種類 | 8 |
| 2. 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件） | 8 |
| 2.1. 選定したテーマ | |
| 2.2. テーマの選定理由 | |
| 3. 外部監査の実施期間 | 8 |
| 4. 外部監査の方法 | 8 |
| 4.1. 監査の要点（監査の着眼点） | |
| 4.2. 主な監査手続 | |
| 4.3. 往査の実施状況 | |
| 5. 包括外部監査人および補助者の氏名・資格 | 9 |
| 5.1. 包括外部監査人 | |
| 5.2. 包括外部監査補助者 | |
| 6. 利害関係 | 9 |
| 7. その他 | 9 |
| 7.1. 東京都における都税の賦課徴収事務に関する実状聴取 | |
| 7.2. 本報告書のまとめ方 | |

第2 外部監査の対象

| | |
|------------------------|----|
| 1. 府税の概要 | 10 |
| 1.1. 歳入総額と府税収入 | |
| 1.2. 税目別収入状況とその推移 | |
| 2. 賦課徴収組織の概要 | 13 |
| 2.1. 京都府の税務機構 | 13 |
| 2.1.1. 総務部税務課 | |
| 2.1.2. 府税事務所と自動車税管理事務所 | |
| 2.1.3. 広域振興局税務室と府税出張所 | |
| 2.2. 平成17年度税務運営方針 | 15 |

第3 監査の結果および意見

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 個人府民税について | 16 |
| 1.1. 個人府民税の概要 | 16 |
| 1.1.1. 均等割および所得割 | |
| 1.1.2. 配当割 | |
| 1.1.3. 株式等譲渡所得割 | |
| 1.2. 着眼点と手続 | 17 |
| 1.2.1. 徴収率と滞納繰越額 | |
| 1.2.2. 税源移譲とその影響 | |
| 1.2.3. 調定作業と徴収取扱費交付事務 | |
| 1.3. 監査の結果 | 19 |
| 1.3.1. 調定作業について | |
| 1.3.2. 徴収取扱費交付事務の概要 | |
| 1.3.3. 徴収取扱費交付事務の移管 | |
| 1.4. 意見 | 22 |
| 1.4.1. 徴収率向上への積極策について | |
| 1.4.2. 調定作業および徴収取扱費交付事務について | |
| 1.4.3. 徴収取扱費のあり方について | |
| 2. 個人事業税について | 24 |
| 2.1. 個人事業税の概要 | 24 |
| 2.1.1. 個人事業税の特徴 | |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 2.1.2. 税率と課税標準 | |
| 2.1.3. 申告と納税 | |
| 2.1.4. 個人事業税に関する業務フロー | |
| 2.2. 着眼点と手続 | 26 |
| 2.2.1. 所得税確定申告書転写作業の実状 | |
| 2.2.2. 事業認定と業種認定について | |
| 2.3. 監査の結果 | 27 |
| 2.3.1. 税務署における閲覧・転写業務について | |
| 2.3.2. 業種認定作業について | |
| 2.3.3. 請負業の認定作業について | |
| 2.3.4. 不動産貸付業と駐車場業における事業規模の把握について | |
| 2.3.5. 社会保険診療所得の特例について | |
| 2.3.6. 事業を廃止した場合の取り扱いについて | |
| 2.3.7. 振替納税について | |
| 2.4. 意見 | 30 |
| 2.4.1. 申告書転写業務の改善-臨時職員の活用 | |
| 2.4.2. 申告書転写業務の改善-電子データの活用等 | |
| 2.4.3. 業種認定研修の強化と税務専門スタッフの養成 | |
| 2.4.4. 振替納税の勧奨 | |
| 2.4.5. 限定列举方式廃止に向けた働きかけ | |
| 3. 法人二税（法人府民税、法人事業税）について | 32 |
| 3.1. 法人二税の概要 | 32 |
| 3.1.1. 法人府民税 | |
| 3.1.2. 法人事業税 | |
| 3.1.3. 法人二税の分割基準 | |
| 3.1.4. 法人二税に関する業務フロー | |
| 3.2. 着眼点と手続 | 33 |
| 3.2.1. 未申告法人等の調査について | |
| 3.2.2. 分割基準等の調査について | |
| 3.2.3. 外形標準課税の調査について | |
| 3.3. 監査の結果 | 34 |
| 3.3.1. 未申告法人等の調査のあり方 | |
| 3.3.2. 分割基準等の調査のあり方 | |
| 3.3.3. 外形標準課税の調査のあり方 | |
| 3.4. 意見 | 36 |
| 3.4.1. 調査の重要性の再確認 | |
| 3.4.2. 分割基準の正確性の検証 | |
| 4. 不動産取得税について | 37 |
| 4.1. 不動産取得税の概要 | 37 |
| 4.1.1. 不動産取得税の特徴 | |
| 4.1.2. 申告と納税 | |
| 4.2. 着眼点と手続 | 38 |
| 4.3. 監査の結果 | 38 |
| 4.3.1. 改築に対する不動産取得税の賦課について | |
| 4.4. 意見 | 39 |
| 4.4.1. 不動産評価における市町村との連携について | |
| 4.4.2. 法務局からのデータ入手の効率化について | |
| 5. 自動車税について | 39 |
| 5.1. 自動車税の概要 | 39 |
| 5.1.1. 標準税率とグリーン化の概要 | |
| 5.1.2. 申告と納税 | |
| 5.1.3. 自動車税の減免措置 | |
| 5.2. 着眼点と手続 | 43 |
| 5.3. 監査の結果 | 44 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 5.3.1. 自動車税の滞納整理について | |
| 5.3.2. 減免認定の要件について | |
| 5.4. 意見 | 46 |
| 5.4.1. 滞納者に対する催告手続きの効率化について | |
| 5.4.2. 滞納者に対する差し押さえについて | |
| 5.4.3. 自動車税減免額の上限設定について | |
| 5.4.4. 自動車税減免措置後の要件審査について | |
| 5.4.5. 府職員に対する口座振替の勧奨について | |
| 6. 自動車取得税について | 52 |
| 6.1. 自動車取得税の概要 | 52 |
| 6.1.1. 自動車取得税の特徴 | |
| 6.1.2. 税率と免税点 | |
| 6.1.3. 申告と納税 | |
| 6.2. 着眼点と手続 | 53 |
| 6.3. 監査の結果 | 53 |
| 6.3.1. 自動車取得税申告事務作業について | |
| 6.4. 意見 | 53 |
| 6.4.1. 自動車取得税申告時における事務作業の効率化について | |
| 7. 軽油引取税について | 54 |
| 7.1. 軽油引取税の概要 | 54 |
| 7.1.1. 軽油引取税の特徴 | |
| 7.1.2. 税率と免税措置等 | |
| 7.1.3. 申告と納税 | |
| 7.1.4. 混和軽油等について | |
| 7.1.5. 脱税行為に対する罰則の強化 | |
| 7.1.6. 軽油引取税に係る調査事案等の概要 | |
| 7.2. 着眼点と手続 | 58 |
| 7.3. 監査の結果 | 58 |
| 7.4. 意見 | 58 |
| 8. ゴルフ場利用税について | 58 |
| 8.1. ゴルフ場利用税の概要 | 58 |
| 8.1.1. ゴルフ場利用税の特徴 | |
| 8.1.2. 税率と非課税措置 | |
| 8.1.3. 申告と納税 | |
| 8.2. 着眼点と手続 | 59 |
| 8.3. 監査の結果 | 60 |
| 8.4. 意見 | 60 |
| 8.4.1. 府内ゴルフ場利用推進の広報 | |
| 9. 産業廃棄物税について | 60 |
| 9.1. 産業廃棄物税の概要 | 60 |
| 9.1.1. 産業廃棄物税の特徴 | |
| 9.1.2. 課税標準と税率 | |
| 9.1.3. 徴収方法と納税義務者 | |
| 9.1.4. 申告と納税 | |
| 9.1.5. 産業廃棄物税の用途 | |
| 9.2. 着眼点と手続 | 62 |
| 9.3. 監査の結果 | 62 |
| 9.4. 意見 | 62 |
| 10. 徴税費関係について | 62 |
| 10.1. 概要 | 63 |
| 10.2. 着眼点と手続 | 63 |
| 10.3. 監査の結果 | 63 |
| 10.3.1. 都道府県別徴税コスト | |
| 10.3.2. 徴税費の内訳分析 | |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 10.3.3. 一人あたりの人件費について | |
| 10.4. 意見 | 69 |
| 11. 課税客体の捕捉について | 70 |
| 11.1. 概要 | 70 |
| 11.2. 着眼点と手続 | 70 |
| 11.3. 監査の結果 | 70 |
| 11.3.1. 法人府民税および法人事業税 | |
| 11.3.2. 個人事業税 | |
| 11.3.3. 不動産取得税 | |
| 11.3.4. 軽油引取税 | |
| 11.3.5. その他の税目 | |
| 11.4. 意見 | 75 |
| 12. 課税客体データの整理について | 76 |
| 12.1. 概要 | 76 |
| 12.2. 着眼点と手続 | 76 |
| 12.3. 監査の結果 | 76 |
| 12.4. 意見 | 76 |
| 13. 府税の滞納整理について | 77 |
| 13.1. 概要 | 77 |
| 13.2. 着眼点と手続 | 79 |
| 13.3. 監査の結果 | 79 |
| 13.4. 意見 | 81 |
| 13.4.1. 滞納整理における市町村との連携 | |
| 13.4.2. 悪質滞納者へのペナルティ | |
| 14. 税務職員の人事政策について | 84 |
| 14.1. 概要 | 84 |
| 14.1.1. 税務職員の平均年齢等 | |
| 14.1.2. 年齢構成の偏りについて | |
| 14.1.3. 府民ニーズへの的確な対応 | |
| 14.2. 着眼点と手続 | 85 |
| 14.3. 監査の結果 | 85 |
| 14.3.1. 専門的教育プログラムについて | |
| 14.3.2. 税務職員の高齢化と経験年数とのバランス | |
| 14.3.3. 税務部門の特質に配慮した人事政策 | |
| 14.4. 意見 | 88 |
| 14.4.1. 人事・教育面において取り組むべき課題 | |
| 14.4.2. 税務職員の人事配置をめぐる施策の改善 | |
| 14.4.3. 税務部門を経験する機会が与えられる人事 | |
| 14.4.4. 柔軟な人材活用と人事配置 | |
| 14.4.5. クレーム情報の収集と対応策について | |
| 15. 旧府税事務所の有効活用について | 92 |
| 15.1. 旧府税事務所の有効活用をめぐる議論 | 92 |
| 15.1.1. 府税事務所統合の経緯と現状 | |
| 15.1.2. 元中京庁舎と元右京府税事務所の利活用案 | |
| 15.2. 着眼点と手続 | 94 |
| 15.3. 監査の結果 | 94 |
| 15.3.1. 府税事務所の配置に関する疑問 | |
| 15.3.2. 京都府の遊休資産を転用することの可否 | |
| 15.3.3. 賃借物件が選択された理由 | |
| 15.4. 意見 | 100 |
| 16. 府税公所の効率的再編について | 100 |
| 16.1. 概要 | 100 |
| 16.1.1. 平成13年 1月の再編について | |
| 16.1.2. 平成16年 5月の広域振興局の再編について | |

| | |
|----------------------------|-----|
| 16.1.3. 平成17年4月の組織改正について | |
| 16.1.4. 税務関係職員定数等の推移 | |
| 16.2. 着眼点と手続 | 102 |
| 16.3. 監査の結果 | 102 |
| 16.3.1. 平成13年1月の府税事務所再編等 | |
| 16.3.2. 府税事務所等における総務担当者の配置 | |
| 16.4. 意見 | 102 |
| 16.4.1. 税務職員定数の削減と府税公所の再々編 | |
| 16.4.2. 府税事務所への人員配置のあり方 | |
| 16.4.3. 広域振興局と税務室 | |
| 第4 結語 | 103 |
| 第5 参考資料 | 111 |

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

2. 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件）

2.1. 選定したテーマ

選定したテーマは「府税の賦課徴収に関する事務の執行について」である。

2.2. テーマの選定理由

京都府政の推進にあたって府税収入の確保が重要であることは言うまでもなく、また、地方財政における自主財源の重要性は今後一層高まることが予想される。

こうした状況の中、府民の税務行政への信頼性を高め、負担の公平性を維持していくためには、適正な課税処理や滞納整理の促進は喫緊の課題であると思料する。

そこで、府税の賦課徴収事務について、法令や条例等への準拠性を検証するとともに、徴収率の改善や徴収コストの削減といった個別課題に加えて、税務行政全般にわたって外部の専門家の視点から検討を加えることは有用であると判断した。

さらに、これらの検証や検討を通じて、地方自治法第2条第14項にいう「最少の経費で最大の効果」、同第15項がいう「組織及び運営の合理化」の実現の一助となりうる積極的な提言にも繋げたいと企図し、本テーマを選定した。

3. 外部監査の実施期間

平成17年7月22日から平成18年3月3日まで

なお、監査対象期間は、原則として平成16年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成17年度以降の予算等についても参考としていることを申し添える。

4. 外部監査の方法

4.1. 監査の要点（監査の着眼点）

監査に際して着目したのは、次の点である。

賦課事務に関しては、法令・条例等に準拠して行われているか否か、また網羅的に行われているか否か、さらには効率的に行われているか否かという観点から監査を実施した。

徴収事務に関しては、法令・条例等への準拠性の検証と並行して、効率的かつ合理的に行われているか否か、さらには徴収率向上のために必要な措置が執られているかどうかという観点から監査を実施した。

賦課徴収にあたっての人的あるいは物的な組織や機構のあり方について現状分析を行うとともに、今後の望ましい姿を模索するという観点から監査を実施した。

4.2. 主な監査手続

監査にあたって採用した主な手続は次のとおりである。

府税に関する各種統計資料に基づき、府税の税務機構、課税状況、収入実績、争訟および犯則事件等を把握し、過年度からの推移、他の都道府県との比較、府内の地域間の比較・分析を行うことにより府税賦課徴収事務の執行状況の理解を深めた。

課税に関する事務手続について、税目ごとにヒアリングを行い、課税の適正性の確保と課税の網羅性の確保およびこれら事務の効率性の確保のための方策を検証した。

徴収に関する事務手続について、必要なヒアリングを行い、徴収率向上と徴収の公平性の確保のための効果的な方策がとられているかについて検証した。

上記 および は、本庁税務課5係（庶務係、税制係、管理係、課税係、電算係）および2室（特別機動室、法人税務室）に加えて、いわゆる府税公所と呼ばれる3府税事務所（京都東府税事務所、京都西府税事務所、京都南府税事務所）と自動車税管理事務所、さらに府内の4広域振興局税務室のうち2税務室（山城広域振興局、南丹広

域振興局) 2府税出張所のうち1出張所(中丹西府税出張所)にも往査して、より詳細なヒアリングを行うとともに、関係書類の閲覧と収集および関係証憑の突合等を実施した。

現在の執行状況に加えて、本庁税務課内部でどのような改善提案が検討されているかについてもヒアリングを実施し、関係資料の提供を受けるとともに、その実状の理解と把握に努めた。

議会における府税に関する質疑の議事録等を閲覧し、関心を集めている事案の把握に努めるとともに、理事者側がどのように回答、対処しているかについて検証した。

過去において監査委員が執行した定期監査における問題点や指摘事項についての資料を閲覧し、行政側がどのように回答、対処しているかを把握した。

東京都における都税の賦課徴収事務について主税局担当者に対するヒアリングを実施し、京都府における課題あるいは問題点等との共通点の把握に努めるとともに、京都府にとって活用可能な先例がないかどうか検討を加えた。

4.3. 往査の実施状況

上記4.2 でも述べたとおり、外部監査の実施にあたっては本庁税務課におけるヒアリングのみならず、府税公所にも可能な限り赴いて、文字どおり府税の賦課徴収の最前線の実状を把握することに努めた。この往査の状況は以下のとおりである。

| 往査実施府税公所 | 往査実施日 | 往査担当者 |
|------------|-------------|-------------------|
| 南丹広域振興局税務室 | 平成17年 9月 8日 | 包括外部監査人および同補助者 3名 |
| 中丹西府税出張所 | 平成17年 9月12日 | 包括外部監査人および同補助者 3名 |
| 山城広域振興局税務室 | 平成17年 9月15日 | 包括外部監査補助者 4名 |
| 京都東府税事務所 | 平成17年 9月20日 | 包括外部監査人および同補助者 4名 |
| 京都西府税事務所 | 平成17年 9月27日 | 包括外部監査人および同補助者 3名 |
| 自動車税管理事務所 | 平成17年 9月28日 | 包括外部監査人および同補助者 3名 |
| 京都市南府税事務所 | 平成17年10月 5日 | 包括外部監査人および同補助者 3名 |

5. 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

5.1. 包括外部監査人

公認会計士・税理士 光 田 周 史

5.2. 包括外部監査補助者

税 理 士 垣 木 英 宏

公認会計士・税理士 津 田 穂 積

公認会計士・税理士 土江田 雅 史

立命館大学法科大学院教授 三 木 義 一(五十音順)

6. 利害関係

京都府と包括外部監査人ならびに補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

7. その他

7.1. 東京都における都税の賦課徴収事務に関する実状聴取

府税の賦課徴収事務についてのヒアリングを進めていく中で、「他の都道府県においても同様の課題が惹起しているか」、あるいは「当該課題に対して他の都道府県ではどのように対処しているか」といった疑問に出会うことがしばしば生じ、その都度、他の都道府県における税務行政の現状について情報収集する必要性を痛感した。

もちろん、各都道府県においては、文字通りお国柄や地域性が反映されているため、ストレートに京都府の立場と比較することはできないが、等しく地方税法に基づく賦課徴収事務を行っているという観点からは参考となるべき情報が得られるはずであると思料した。そして、こうした情報収集を試みる中で、幸いにも東京都主税局税制部の協力を得ることができ、都税に関する賦課徴収事務についてヒアリングを実施することができたので、そのことを申し添えておく。

| ヒアリング対象部課 | ヒアリング実施日 | ヒアリング担当者 |
|--|-------------|-------------------|
| 東京都主税局総務部職員課 同 課税部課税指導課 同資産税部不動産取得税係 同 徴収部徴収指導室 | 平成17年10月 7日 | 包括外部監査人および同補助者 2名 |

7.2. 本報告書のまとめ方

本報告書をまとめるにあたって留意した点は次のとおりである。

テーマの特殊性に鑑み、第一に各税目毎にとりまとめることとした。したがって、税目別に「1. 制度の概要把握 2. 監査の着眼点と採用した手続きのあらまし 3. 監査の結果 4. 監査人の意見」という流れで報告書が作成されている。

第二に税目別の縦割りでは捉えられない事項について、課題と思われるテーマ毎にとりまとめることとした。しかし、報告書の作成は、と同様に「1. 制度の概要把握 2. 監査の着眼点と採用した手続きのあらまし 3. 監査の結果 4. 監査人の意見」という流れを踏襲している。

最後に「結語」という項目を設けたが、ここでは新たな問題を提起するのではなく、本報告書における包括外部監査人の意見のサマリーとして位置付けている。つまり、本報告書において開陳・主張してきた意見の中から主なものを取り上げて要約するとともに、「重要度」と「緊急度」という観点からランク付けを試みている点に特徴がある。もとより、包括外部監査人の私見であることは言うまでもないが、多くの府民なかならず納税者の意見を代弁しているものと自負している。ただし、あくまでも要約であるため、監査意見の全体像を浮き彫りにできていない懸念がある。したがって、意見の内容もしくはその趣旨を誤解のないよう的確に理解するためには、該当のページを精読する必要があることを申し添える。

本報告書において使用している各種データは、特に断りのない限り京都府総務部税務課から提供を受けたものである。

第2 外部監査の対象

1. 府税の概要

1.1. 歳入総額と府税収入

京都府の平成16年度の一般会計歳入総額は8,403億73百万円であり、そのうち府税収入は2,311億6百万円で、歳入総額の27.5%を占めている。過去5年間の一般会計の歳入総額と、その内訳は【表1.1】のとおりであるが、厳しい経済情勢が続く中、平成12年度に比べて京都府の歳入は649億9百万円も減少している。その主な要因は、国庫支出金255億7百万円および地方交付税317億59百万円の減少に加えて、府税収入自体が590億20百万円もの落ち込みとなっていることにある。府税収入のピークは、平成3年度の3,427億65百万円であったから、それと比較すると平成16年はその7割の水準にまで落ち込んでおり、厳しい状況を垣間見ることができる。

ちなみに、「府税のしおり」に記されているところによると、平成16年度の2,311億円という税収規模は、昭和62年度の水準に匹敵するとのことであるから、税収に限ってみれば「失われた18年」といっても過言ではないのかも知れない。さらに、京都府の歳入総額が漸減する中、府税収入の歳入総額に占める割合も4.5ポイント減少している点に注目したい。

【表 1.1】 京都府一般会計歳入決算額推移表 (金額単位：百万円)

| | 平成12年度 | | 平成13年度 | | 平成14年度 | | 平成15年度 | | 平成16年度 | |
|---------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 対前年比 |
| 1 府 税 | 290,126 | 100.8 | 292,424 | 100.8 | 236,572 | 80.9 | 229,889 | 97.2 | 231,106 | 100.5 |
| 2 地方消費税清算金 | 54,445 | 98.9 | 53,836 | 98.9 | 47,202 | 87.7 | 52,504 | 111.2 | 57,830 | 110.1 |
| 3 地方譲与税 | 1,604 | 99.9 | 1,603 | 99.9 | 1,675 | 104.5 | 2,220 | 132.6 | 6,857 | 308.9 |
| 4 地方特例交付金 | 2,053 | 81.4 | 1,671 | 81.4 | 1,834 | 109.7 | 4,591 | 250.3 | 7,341 | 159.9 |
| 5 地方交付税 | 215,293 | 94.2 | 202,825 | 94.2 | 203,449 | 100.3 | 195,818 | 96.2 | 183,534 | 93.7 |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 680 | 100.4 | 683 | 100.4 | 665 | 97.4 | 714 | 107.4 | 686 | 96.1 |
| 7 分担金及び負担金 | 3,920 | 122.6 | 4,807 | 122.6 | 3,895 | 81.0 | 7,763 | 199.3 | 3,587 | 46.2 |
| 8 使用料及び手数料 | 16,062 | 97.8 | 15,715 | 97.8 | 15,387 | 97.9 | 14,924 | 97.0 | 15,100 | 101.2 |
| 9 国庫支出金 | 137,965 | 98.1 | 135,381 | 98.1 | 118,607 | 87.6 | 108,972 | 91.9 | 112,458 | 103.2 |
| 10 財産収入 | 2,861 | 75.2 | 2,151 | 75.2 | 2,249 | 104.5 | 1,847 | 82.1 | 1,577 | 85.4 |
| 11 寄附金 | 275 | 95.9 | 263 | 95.9 | 249 | 94.5 | 244 | 98.0 | 320 | 131.1 |
| 12 繰入金 | 8,337 | 68.7 | 5,730 | 68.7 | 21,975 | 383.5 | 6,402 | 29.1 | 20,031 | 312.9 |
| 13 繰越金 | 1,565 | 211.9 | 3,318 | 211.9 | 2,661 | 80.2 | 2,217 | 83.3 | 3,749 | 169.1 |
| 14 諸収入 | 84,725 | 94.5 | 80,038 | 94.5 | 77,728 | 97.1 | 69,939 | 90.0 | 81,977 | 117.2 |
| 15 府債 | 85,363 | 102.6 | 87,605 | 102.6 | 115,651 | 132.0 | 126,234 | 109.2 | 114,220 | 90.5 |
| 合 計 | 905,282 | 98.1 | 888,058 | 98.1 | 849,806 | 95.7 | 824,286 | 97.0 | 840,373 | 102.0 |

1.2. 税目別収入状況とその推移

平成16年度における税目別収入状況と過去5年間の推移ならびにその構成比を【表1.2】と【図1.2】に掲げている。
 【図1.2】から可視的に読み取れるように、府税の基幹収入は個人府民税に加えて、いわゆる法人二税（法人府民税＋法人事業税）と自動車二税（自動車税＋自動車取得税）が中心になっていることが分かる。しかし、前二者が景気の動向に影響されやすいことを勘案すると、京都府の自主財源として安定的な税収と位置付けられるのは後者、すなわち自動車二税ということになる。とりわけ自動車税は、12ページの【図1.2の2】のグラフに示すとおり、過去10年間の様子を概観すると、ほぼ300億円前後の安定的な税収となっていることが分かる。

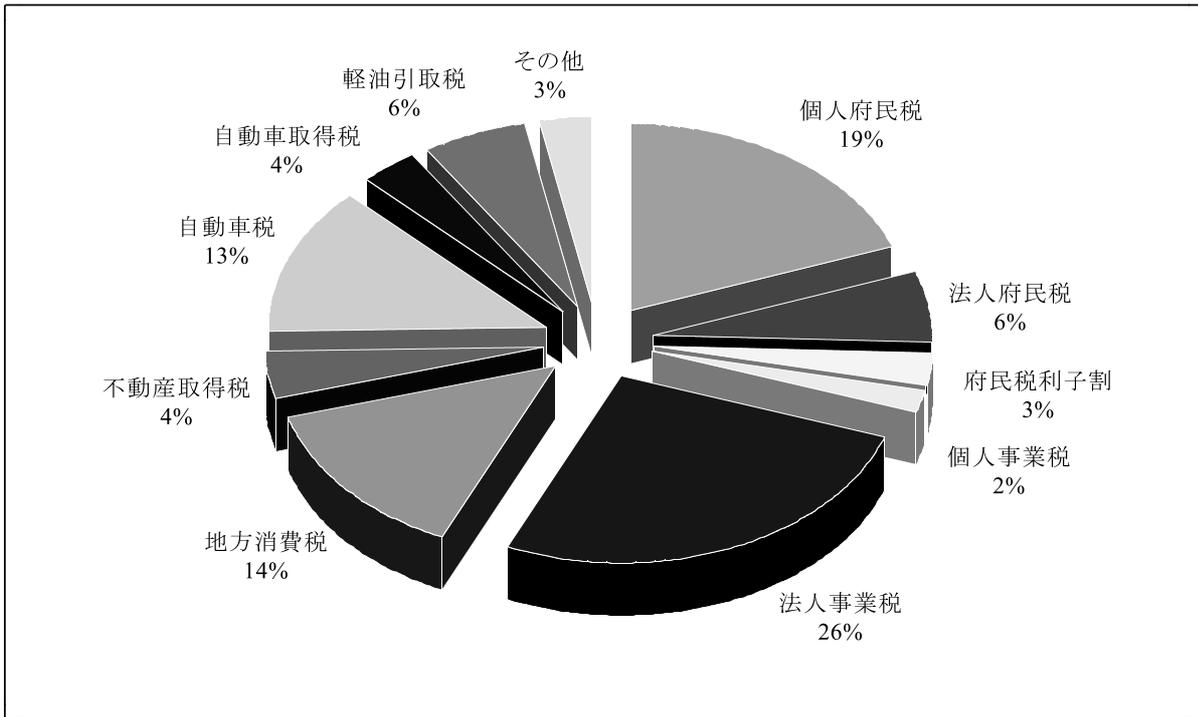
実は、都道府県税としての自動車税のポジションは決して小さくはない。例えば、【表1.2の2】に示すとおり、税収に占める自動車税の割合は、政令指定都市を抱える大阪府と愛知県がいずれも12%前後であるのに対して、過疎県といわれる鳥取県や島根県では16%前後となっている。さらに、両者が徴収率という点では逆転していることが好対照となっている点も興味深い。これは、法人二税のような企業課税の機会に恵まれない過疎県においては自動車税が基幹税として位置付けられ、課税徴収事務の力点がそこに注がれた結果、徴収率も高位に維持されているものと推測される。

ところで、この自動車税の徴収率に関して、京都府のそれは好転の兆しは見えつつあるものの、必ずしも芳しい状況ではないことを付言しておきたい。平成16年度における徴収率は93.6%と報告されているが、これは47都道府県中39位に留まる数字となっている。ちなみに、東京都における自動車税の徴収率は、平成11年度の92.6%（47都道府県中45位）から平成16年度の96.7%（47都道府県中8位）に劇的な改善を遂げている。その経緯や要因等については、「第3 監査の結果および意見」の「5. 自動車税について」（39ページ）において改めて詳述するが、府税の賦課徴収という監査テーマにおいて、自動車税は見落とせない税目のひとつと見てよい。

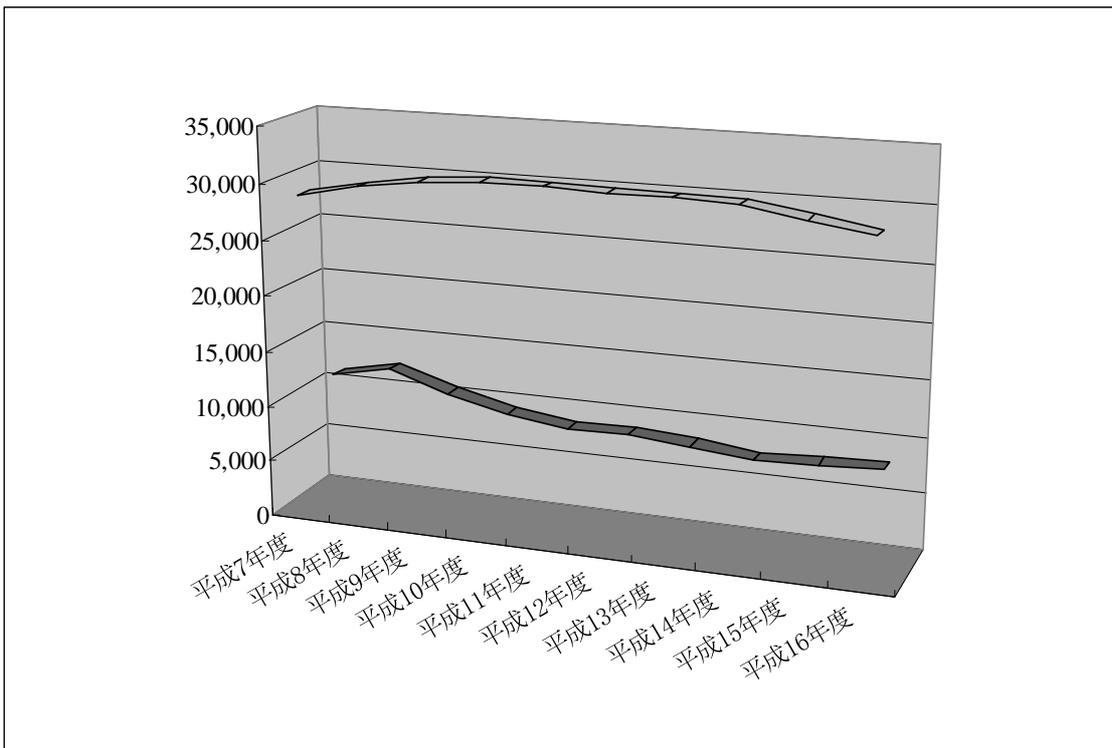
【表 1.2】 府税税目別収入状況とその推移 （金額単位：千円）

| 税 目 | 平成12年度 | | 平成13年度 | | 平成14年度 | | 平成15年度 | | 平成16年度 | |
|---------------|-------------|-------|-------------|-------|--|-------|----------------------|-------|------------------------|-------|
| | 税 額 | 構成比 | 税 額 | 構成比 | 税 額 | 構成比 | 税 額 | 構成比 | 税 額 | 構成比 |
| 個 人 府 民 税 | 48,049,473 | 16.6 | 47,579,024 | 16.3 | 45,984,024 | 19.4 | 43,669,444 | 19.0 | 44,675,465 | 19.3 |
| 法 人 府 民 税 | 14,688,569 | 5.1 | 16,288,073 | 5.6 | 11,418,925 | 4.8 | 12,411,209 | 5.4 | 14,098,899 | 6.1 |
| 府 民 税 利 子 割 | 35,800,624 | 12.3 | 27,710,626 | 9.5 | 10,273,689 | 4.3 | 6,406,514 | 2.8 | 6,676,689 | 2.9 |
| 個 人 事 業 税 | 4,781,848 | 1.6 | 4,942,299 | 1.7 | 4,638,623 | 2.0 | 4,480,739 | 1.9 | 4,423,708 | 1.9 |
| 法 人 事 業 税 | 74,097,400 | 25.5 | 86,148,232 | 29.5 | 58,725,489 | 24.8 | 58,843,502 | 25.6 | 60,898,444 | 26.4 |
| 地 方 消 費 税 | 35,760,132 | 12.3 | 34,851,055 | 11.9 | 32,139,234 | 13.6 | 34,124,704 | 14.8 | 32,307,522 | 14.0 |
| 不 動 産 取 得 税 | 12,853,368 | 4.4 | 12,466,857 | 4.3 | 12,411,752 | 5.2 | 10,374,683 | 4.5 | 9,600,259 | 4.2 |
| 府 た ば こ 税 | 5,761,850 | 2.0 | 5,605,790 | 1.9 | 5,455,221 | 2.3 | 5,604,097 | 2.4 | 5,688,102 | 2.5 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 | 1,447,826 | 0.5 | 1,400,027 | 0.5 | 1,323,165 | 0.6 | 1,210,662 | 0.5 | 1,117,356 | 0.5 |
| 特 別 地 方 消 費 税 | 336,092 | 0.1 | 50,857 | 0.0 | 31,962 | 0.0 | 18,024 | 0.0 | 9,627 | 0.0 |
| 自 動 車 税 | 31,072,649 | 10.7 | 31,040,452 | 10.6 | 30,891,290 | 13.1 | 30,059,960 | 13.1 | 29,234,985 | 12.7 |
| 鉦 区 税 | 1,381 | 0.0 | 1,493 | 0.0 | 1,432 | 0.0 | 1,306 | 0.0 | 1,213 | 0.0 |
| 狩 猟 者 登 録 税 | 30,825 | 0.0 | 30,360 | 0.0 | 29,854 | 0.0 | 28,887 | 0.0 | <狩猟税> | |
| 入 猟 税 | 21,744 | 0.0 | 21,615 | 0.0 | 21,368 | 0.0 | 20,871 | 0.0 | 47,350 | 0.0 |
| 自 動 車 取 得 税 | 8,606,630 | 3.0 | 8,199,521 | 2.8 | 7,589,463 | 3.2 | 7,840,014 | 3.4 | 8,094,609 | 3.5 |
| 軽 油 引 取 税 | 16,815,358 | 5.8 | 16,088,084 | 5.5 | 15,636,615 | 6.6 | 14,770,667 | 6.4 | 14,229,759 | 6.2 |
| 産 業 廃 棄 物 税 | — | 0.0 | — | 0.0 | — | 0.0 | — | 0.0 | — | 0.0 |
| そ の 他 の 税 | 916 | 0.0 | 452 | 0.0 | 429 | 0.0 | 23,724 | 0.0 | 1,498 | 0.0 |
| 府 税 計 | 290,126,685 | 100.0 | 292,424,817 | 100.0 | 236,572,535 | 100.0 | 229,889,007 | 100.0 | 231,105,485 | 100.0 |
| 法 人 2 税 | 88,785,969 | 30.6 | 102,436,305 | 35.0 | 70,144,414 | 29.7 | 71,254,711 | 31.0 | 74,997,343 | 32.5 |
| 備 考 | ◆特別地方消費税廃止 | | | | ◆自動車税グリーン税制の開始 ◆輸出関連企業、IT企業の厳しい業績を反映し、法人2税が減少 | | ◆不動産取得税税率引き下げ(4%→3%) | | ◆狩猟者登録税、入猟税を統合し、狩猟税を創設 | |

【図 1.2】 平成 16 年度府税税目別収入状況（グラフ）



【図 1.2 の 2】 自動車二税の税込推移（グラフ）



（金額単位は百万円。上のバーが自動車税、下のバーが自動車取得税を示している。）

【表 1.2 の 2】 自動車税に関するデータ（平成 16 年度）

| | 大阪府 | 愛知県 | 鳥取県 | 島根県 |
|-------------------|------|------|------|------|
| 税込に占める自動車税の割合 (%) | 12.8 | 11.5 | 16.9 | 15.9 |
| 自動車税の徴収率 (%) | 92.9 | 95.3 | 99.1 | 96.0 |

2. 賦課徴収組織の概要

2.1. 京都府の税務機構

2.1.1. 総務部税務課

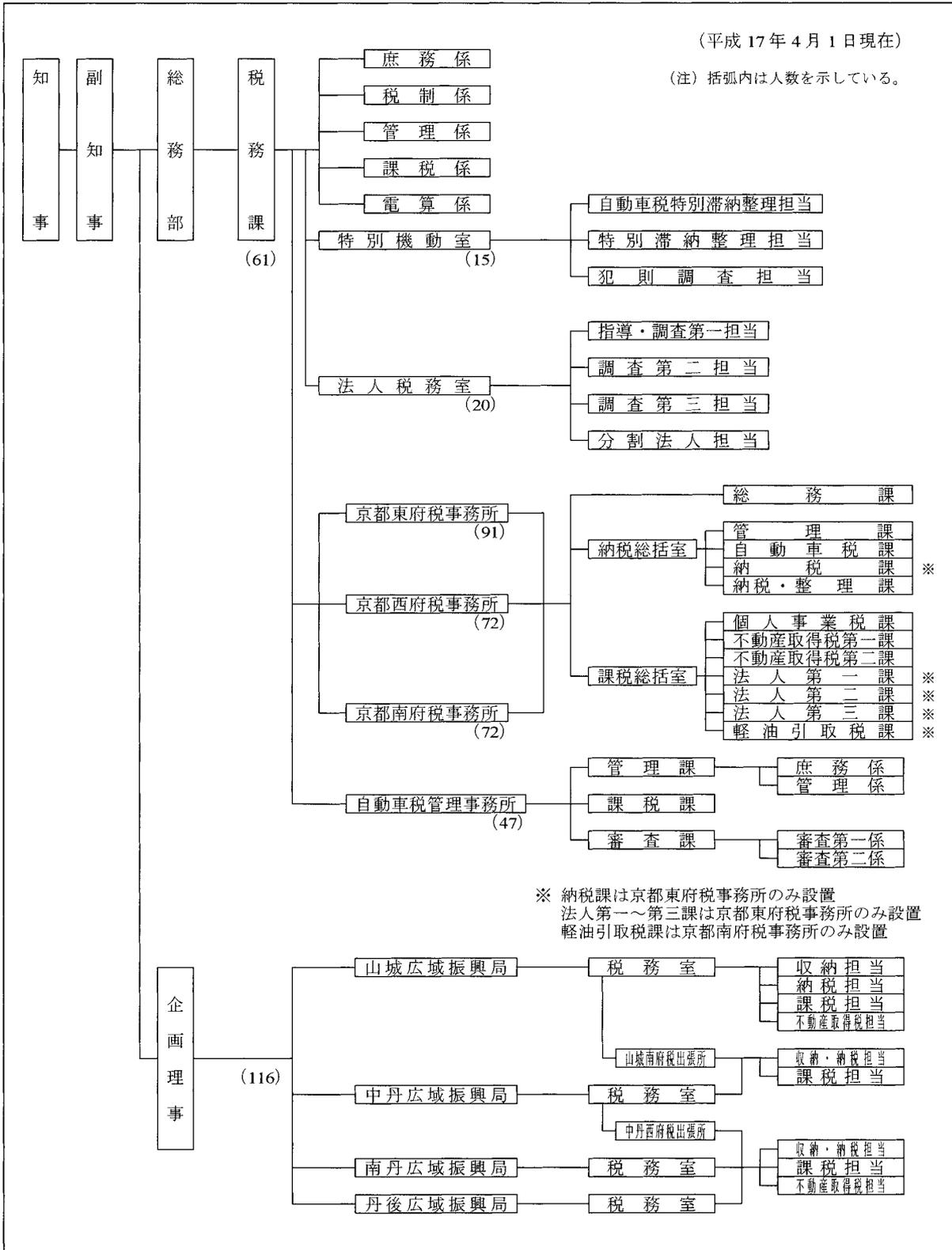
平成17年4月1日現在の京都府の税務機構は【図2.1.1】に示すとおりである。

本庁機関としては、京都府部制設置条例（平成7年3月14日条例第3号）によって府税に関する事務を分掌している総務部があり、総務部に京都府組織規程（昭和30年11月1日規則第32号）によって税務課が配置され、府税に関する次の事務をつかさどることとされている。

- (1) 税務行政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 府税職員の監察指導に関すること。
- (3) 府税の犯則取締に関すること。
- (4) 府税の賦課徴収に関すること。
- (5) 府税の課税標準の調査及び検査の指導監督に関すること。
- (6) 法人の府民税および事業税の分割に関すること。
- (7) 府税の不服申立ておよび訴訟に関すること。
- (8) 税務関係予算の経理に関すること。
- (9) 納税貯蓄組合に関すること。
- (10) 税理士に関すること。
- (11) 府税事務所等に関すること。

なお、本報告書では、この総務部税務課をもっぱら「本庁税務課」と表現していることを申し添えておく。

【図 2.1.1】 京都府の税務機構



2.1.2 . 府税事務所と自動車税管理事務所

出先機関としては京都府行政機関設置条例（平成12年 3月28日条例第 3 号）第 3 条により、府税に関する事務を分掌させるため京都府府税事務所および京都府自動車税管理事務所を設置するとされ、次の 3 つの府税事務所と 1 つの自動車税管理事務所が設けられている。

【表 2.1.2】府税事務所等の所管区域

| 名 称 | 所 管 区 域 |
|--------------|--------------------------------|
| 京都府京都東府税事務所 | 京都市左京区、中京区、東山区、山科区 |
| 京都府京都西府税事務所 | 京都市北区、上京区、右京区、西京区、向日市、長岡京市、乙訓郡 |
| 京都府京都南府税事務所 | 京都市下京区、南区、伏見区 |
| 京都府自動車税管理事務所 | 府の全区域 |

2.1.3. 広域振興局税務室と府税出張所

京都府行政機関設置条例第2条により、知事の権限に属する事務を分掌させ地域の振興を図るため京都府広域振興局を設置するとされ、次の4つの広域振興局が設けられている。

【表 2.1.3】広域振興局の所管区域

| 名 称 | 所 管 区 域 |
|------------|---|
| 京都府山城広域振興局 | 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡 |
| 京都府南丹広域振興局 | 亀岡市、南丹市、船井郡 |
| 京都府中丹広域振興局 | 福知山市、舞鶴市、綾部市 |
| 京都府丹後広域振興局 | 宮津市、京丹後市、与謝郡 |

そして、これらの広域振興局には京都府組織規程第71条の2によって税務室が設けられ、さらに同規程第71条の4により京都府山城広域振興局および京都府中丹広域振興局に府税出張所が置かれている。なお、税務室ならびに府税出張所がつかさどる事務は次のとおりである（京都府組織規程第72条）。

- | |
|---|
| <p>(1) 府税の賦課徴収に関すること。</p> <p>(2) 府税に関する検査及び犯則の取締りに関すること。</p> <p>(3) 軽油引取税の免税証の交付に関すること。</p> |
|---|

2.1.2. で述べた府税事務所と自動車税管理事務所に、ここで述べた広域振興局税務室と府税出張所を加えて「府税公所」という表現をすることがある。

2.2. 平成17年度税務運営方針

平成17年4月26日付で京都府総務部長から発遣された「平成17年度税務運営方針」の項目を掲げると次のとおりである。

| |
|-------------------------------|
| 1.基本的事項 |
| (1) 公平・公正な税務行政の推進 |
| (2) 府民に信頼される税務行政の推進 |
| (3) 計画的・組織的な業務執行体制の確立 |
| (4) 税務電算の再構築と市町村連携による税業務改革の推進 |
| (5) 業務執行計画の策定 |
| 2.賦課徴収業務の適切な執行 |
| (1) 税収の確保 |
| (2) 部門間の連携・相互補完等 |
| (3) 適正な課税業務の執行 |
| (4) 確実な徴収業務の執行 |
| (5) 収納業務の正確かつ迅速な処理 |
| (6) 税務電算トータルシステム等の適正な運用 |
| 3.不服申立事案の適正な処理 |
| 4.啓発活動の充実 |
| 5.研修の充実 |

第3 監査の結果および意見

1. 個人府民税について

1.1. 個人府民税の概要

個人府民税は、社会運営費用の一部を府民に広く負担してもらうためのものである。個人府民税には、均等割、所得割、配当割および株式等譲渡所得割があり、均等割と所得割については市町村民税とあわせて住民税と呼ばれている。

個人府民税の均等割と所得割の課税や納税の手続は、市町村が市町村民税とあわせて行っている。

1.1.1. 均等割および所得割

毎年1月1日現在において府内に住所がある個人は均等割と所得割の両方を納め、府内に事務所や事業所または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人は均等割のみを納めることになる。

(1) 税率は次のとおりである。

均等割...1,000円

所得割...課税所得700万円以下の金額の100分の2

課税所得700万円を超える金額の100分の3

(2) 所得割の計算方法は次のとおりである。

所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額である（地方税法第32条1項）。課税標準から各種の所得控除を差し引いて課税所得を求め上記税率を適用し所得割を計算する。

(3) 賦課徴収の方法は次のとおりである。

賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日である。賦課徴収は、特別の定めがある場合を除くほか、府内の区域内の市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行うものである（地方税法第41条1項）。京都府は、市町村が個人の府民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、一定の徴収取扱費を市町村に対して交付しなければならないとされている（地方税法第47条）。

1.1.2. 配当割

配当割は、府内に住所を有する個人で特定配当等（一定の上場株式等の配当など）の支払を受ける者に課せられる。特定配当の支払をする株式会社等が、その支払の際に徴収して京都府に納める。

(1) 税率は次のとおりである。

支払を受けるべき配当等の額の5%（ただし、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は3%とされている）

(2) 配当割交付金について

京都府は、納入された配当割の1,000分の646（平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は30分の19）を市町村に交付する。各市町村に対しては、当該市町村から京都府に納入された個人の府民税（均等割および所得割）の額に按分して交付する。

1.1.3. 株式等譲渡所得割

株式等譲渡所得割は、府内に住所を有する個人で源泉徴収選択口座内において特定株式等（上場株式等）の譲渡所得等が生じた者に課せられる。特定口座が開設された証券会社等が譲渡の対価等の支払の際に徴収し京都府に納める。

(1) 税率は次のとおりである。

源泉徴収選択口座内での特定株式等譲渡所得等の額の5%（ただし、平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間は3%とされている）

(2) 株式等譲渡所得割交付金

京都府は、納入された株式等譲渡所得割の1,000分の646（平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間は30分の19）を市町村に交付する。各市町村に対しては、当該市町村から京都府に納入された個人の府民税（均等割および所得割）の額に按分して交付する。

1.2. 着眼点と手続

1.2.1. 徴収率と滞納繰越額

平成16年度の個人府民税の調定額は【表1.2.1】のとおり現年課税分で44,721百万円であり、京都府全体の税収の19%強を占めている。内訳は、均等割と所得割が42,463百万円、配当割が1,105百万円、株式等譲渡所得割が1,152百万円であり、均等割と所得割で個人府民税の約95%を占めている。

【表 1.2.1】平成 16 年度 府税決算

(単位:千円・%)

| | 調 定 額(単位:千円・%) | | | 徴収率(単位:%) | | | 収 入 額(単位:千円・%) | | | 滞納繰越額 | |
|------------|----------------|-----------|-------------|-----------|------|------|----------------|-----------|-------------|-----------|-------|
| | 現年課税分 | 滞納繰越分 | 計 a | 現 | 滞 | 計 | 現年課税分 | 滞納繰越分 | 計 | 金額 b | b/a |
| 個人府民税計 | 44,721,605 | 2,485,636 | 47,207,241 | 98.2 | 29.7 | 94.6 | 43,937,260 | 738,205 | 44,675,465 | 2,263,813 | 4.80 |
| (均等割・所得割) | 42,463,552 | 2,485,636 | 44,949,188 | 98.2 | 29.7 | 94.4 | 41,679,207 | 738,205 | 42,417,412 | 2,263,813 | 5.04 |
| (配当割) | 1,105,648 | 0 | 1,105,648 | 100.0 | — | 100 | 1,105,648 | 0 | 1,105,648 | 0 | 0.00 |
| (株式等譲渡所得割) | 1,152,405 | 0 | 1,152,405 | 100.0 | — | 100 | 1,152,405 | 0 | 1,152,405 | 0 | 0.00 |
| 法人府民税 | 14,065,309 | 120,922 | 14,186,231 | 99.9 | 34.0 | 99.4 | 14,057,832 | 41,067 | 14,098,899 | 105,431 | 0.74 |
| 府民税利子割 | 6,676,689 | 0 | 6,676,689 | 100.0 | — | 100 | 6,676,689 | 0 | 6,676,689 | 0 | 0 |
| 個人事業税 | 4,380,398 | 556,647 | 4,937,045 | 98.3 | 21.4 | 89.6 | 4,304,411 | 119,297 | 4,423,708 | 479,000 | 9.70 |
| 法人事業税 | 60,707,066 | 400,713 | 61,107,779 | 100.2 | 23.6 | 99.7 | 60,803,851 | 94,593 | 60,898,444 | 336,531 | 0.55 |
| 地方消費税 | 32,307,522 | 0 | 32,307,522 | 100.0 | — | 100 | 32,307,522 | 0 | 32,307,522 | 0 | 0.00 |
| 不動産取得税 | 9,528,528 | 1,990,065 | 11,518,593 | 93.6 | 34.5 | 83.3 | 8,914,531 | 685,728 | 9,600,259 | 1,745,680 | 15.16 |
| 府たばこ税 | 5,688,079 | 28 | 5,688,107 | 100.0 | 96.4 | 100 | 5,688,075 | 27 | 5,688,102 | 5 | 0.00 |
| ゴルフ場利用税 | 1,117,762 | 56,506 | 1,174,268 | 99.7 | 5.1 | 95.2 | 1,114,494 | 2,862 | 1,117,356 | 56,912 | 4.85 |
| 自動車税 | 29,366,480 | 1,873,704 | 31,240,184 | 97.2 | 36.4 | 93.6 | 28,553,167 | 681,818 | 29,234,985 | 1,848,487 | 5.92 |
| 鉦区税 | 1,459 | 2,281 | 3,740 | 83.1 | 0.0 | 32.4 | 1,213 | 0 | 1,213 | 2,527 | 67.57 |
| 自動車取得税 | 8,094,760 | 660 | 8,095,420 | 100.0 | 0.0 | 100 | 8,094,601 | 8 | 8,094,609 | 811 | 0.01 |
| 軽油引取税 | 14,406,754 | 904,773 | 15,311,527 | 96.9 | 29.6 | 92.9 | 13,962,389 | 267,370 | 14,229,759 | 568,749 | 3.71 |
| 狩猟税 | 47,350 | 0 | 47,350 | 100.0 | 0.0 | 100 | 47,350 | 0 | 47,350 | 0 | 0 |
| 料理飲食等消費税 | 0 | 2,493 | 2,493 | — | 60.1 | 60.1 | 0 | 1,498 | 1,498 | 351 | 14.1 |
| 特別地方消費税 | 0 | 51,949 | 51,949 | — | 18.5 | 18.5 | 0 | 9,627 | 9,627 | 36,119 | 69.53 |
| 府税計 | 231,109,761 | 8,446,377 | 239,556,138 | 98.9 | 31.3 | 96.5 | 228,463,385 | 2,642,100 | 231,105,485 | 7,444,416 | 3.11 |

ところで、徴収率とは調定額に対する実際の収入金額の割合をいうが、京都府の個人府民税の徴収率は次ページの【表1.2.1の2】のとおり、平成16年度における現年課税分と滞納繰越分を合わせて94.6%となっており、全国の都道府県中トップである。

ただし、前述のように、個人府民税の均等割・所得割については、府内の市町村が当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収とあわせて同時に徴収するため、徴収率の高低は府内の各市町村の技量に依存していることになる。また、徴収率が高いとはいえ、その数字は94.6%に留まっており、したがって、滞納繰越額も平成16年度で2,263百万円に達している。これは、不動産取得税や自動車税を上回る多額の滞納繰越額である。

したがって、京都府では府内の市町村との連携を強化することによって、各市町村レベルでの徴収率アップと滞納整理の推進を促進するべく努力しているところであるが、それが奏功しているか否かについて検証する必要がある。

【表 1.2.1 の 2】 税目別徴収率全国比較表（平成 16 年度）

| 都道府県名 | 個人府民税 | 法人府民税 | 個人事業税 | 法人事業税 | 不動産取得税 | ゴルフ場利用税 | 自動車税 | 軽油引取税 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|-------|--------|-------|
| 北海道 | 91.5% | 98.6% | 88.4% | 99.0% | 88.4% | 97.3% | 93.9% | 99.4% | 96.6% |
| 青森 | 91.7% | 98.8% | 93.6% | 98.6% | 95.2% | 100.0% | 96.9% | 99.9% | 97.7% |
| 岩手 | 92.6% | 99.2% | 90.3% | 99.7% | 94.6% | 96.4% | 97.8% | 99.0% | 97.9% |
| 宮城 | 91.2% | 98.9% | 85.8% | 99.2% | 89.5% | 98.5% | 94.2% | 93.9% | 96.2% |
| 秋田 | 93.2% | 98.9% | 91.8% | 99.1% | 94.7% | 99.7% | 97.2% | 98.4% | 97.7% |
| 山形 | 94.0% | 98.5% | 91.8% | 99.2% | 93.7% | 92.5% | 97.2% | 99.9% | 97.9% |
| 福島 | 91.7% | 99.4% | 95.7% | 99.7% | 92.9% | 98.1% | 99.0% | 97.2% | 97.9% |
| 茨城 | 88.5% | 98.8% | 86.4% | 99.0% | 83.6% | 91.2% | 95.2% | 91.8% | 95.4% |
| 栃木 | 89.7% | 98.6% | 86.5% | 99.1% | 89.2% | 98.3% | 96.2% | 88.5% | 95.5% |
| 群馬 | 89.2% | 99.3% | 90.6% | 99.5% | 90.6% | 97.2% | 96.2% | 98.5% | 96.8% |
| 埼玉 | 88.7% | 98.1% | 87.5% | 98.4% | 83.7% | 98.6% | 94.7% | 95.8% | 94.7% |
| 千葉 | 89.6% | 98.0% | 88.0% | 98.7% | 80.2% | 98.9% | 93.4% | 91.3% | 95.3% |
| 東京 | 91.3% | 98.0% | 94.3% | 98.7% | 91.7% | 99.6% | 96.7% | 83.3% | 97.3% |
| 神奈川 | 91.8% | 99.5% | 94.0% | 99.7% | 85.2% | 100.0% | 96.6% | 94.6% | 96.7% |
| 新潟 | 93.8% | 99.6% | 92.9% | 99.7% | 94.5% | 99.2% | 99.3% | 95.6% | 98.1% |
| 富山 | 93.5% | 99.2% | 91.0% | 99.7% | 91.6% | 100.0% | 96.3% | 94.6% | 97.3% |
| 石川 | 93.7% | 99.2% | 89.3% | 99.6% | 90.0% | 98.2% | 95.6% | 94.8% | 97.1% |
| 福井 | 90.4% | 99.3% | 91.0% | 82.5% | 93.0% | 91.9% | 96.4% | 97.6% | 91.9% |
| 山梨 | 89.1% | 98.9% | 84.7% | 99.4% | 68.7% | 88.0% | 92.6% | 98.7% | 95.2% |
| 長野 | 92.1% | 98.7% | 87.8% | 99.3% | 88.1% | 93.2% | 96.2% | 98.9% | 97.1% |
| 岐阜 | 91.5% | 98.7% | 84.9% | 99.0% | 89.1% | 97.9% | 94.4% | 96.5% | 96.2% |
| 静岡 | 89.6% | 99.0% | 86.9% | 99.4% | 92.2% | 98.5% | 95.3% | 98.2% | 96.7% |
| 愛知 | 91.9% | 99.4% | 87.5% | 99.7% | 90.8% | 99.9% | 95.3% | 91.5% | 97.0% |
| 三重 | 89.8% | 99.3% | 89.4% | 99.5% | 89.2% | 94.4% | 95.1% | 92.4% | 96.1% |
| 滋賀 | 92.7% | 98.9% | 89.5% | 99.3% | 76.0% | 97.3% | 94.7% | 95.6% | 96.2% |
| 京都 | 94.6% | 99.4% | 89.6% | 99.7% | 83.3% | 95.2% | 93.6% | 92.9% | 96.5% |
| (順位) | (1位) | (8位) | (20位) | (9位) | (40位) | (36位) | (39位) | (38位) | (26位) |
| 大阪 | 91.7% | 99.2% | 91.4% | 99.3% | 76.8% | 100.0% | 92.9% | 93.6% | 96.5% |
| 兵庫 | 92.3% | 96.8% | 85.4% | 96.9% | 73.2% | 94.4% | 94.1% | 92.2% | 94.6% |
| 奈良 | 91.4% | 99.3% | 91.6% | 99.5% | 74.1% | 98.7% | 94.2% | 86.0% | 94.2% |
| 和歌山 | 88.7% | 99.2% | 86.6% | 99.6% | 81.0% | 95.8% | 94.7% | 98.8% | 95.8% |
| 鳥取 | 92.9% | 99.7% | 87.7% | 99.5% | 92.5% | 88.2% | 99.1% | 99.9% | 98.0% |
| 島根 | 94.4% | 98.5% | 91.2% | 98.6% | 94.1% | 100.0% | 96.0% | 99.9% | 97.7% |
| 岡山 | 91.6% | 98.3% | 78.7% | 98.3% | 84.5% | 95.3% | 93.5% | 98.6% | 96.2% |
| 広島 | 91.4% | 98.8% | 83.1% | 99.1% | 87.5% | 100.0% | 95.5% | 97.0% | 96.6% |
| 山口 | 90.1% | 99.5% | 83.4% | 99.7% | 92.7% | 100.0% | 96.3% | 100.0% | 97.5% |
| 徳島 | 91.4% | 99.4% | 90.9% | 99.6% | 91.9% | 100.0% | 96.6% | 99.0% | 97.5% |
| 香川 | 92.1% | 98.7% | 87.6% | 99.1% | 91.2% | 100.0% | 94.6% | 99.6% | 97.2% |
| 愛媛 | 90.3% | 98.4% | 80.9% | 98.4% | 84.0% | 100.0% | 92.2% | 96.6% | 95.5% |
| 高知 | 90.8% | 98.1% | 90.7% | 98.3% | 94.3% | 100.0% | 92.4% | 90.9% | 94.9% |
| 福岡 | 91.4% | 98.3% | 85.7% | 98.7% | 84.0% | 85.7% | 90.6% | 97.6% | 95.7% |
| 佐賀 | 90.5% | 99.3% | 88.7% | 99.8% | 90.4% | 99.9% | 94.0% | 99.3% | 97.1% |
| 長崎 | 90.6% | 98.9% | 88.6% | 96.0% | 91.5% | 98.2% | 95.9% | 98.2% | 95.9% |
| 熊本 | 90.9% | 95.2% | 89.8% | 94.3% | 88.4% | 97.3% | 96.2% | 98.6% | 95.4% |
| 大分 | 92.4% | 98.8% | 88.7% | 98.7% | 87.1% | 90.0% | 95.5% | 99.8% | 97.0% |
| 宮崎 | 91.7% | 99.3% | 92.1% | 99.5% | 90.6% | 88.3% | 94.3% | 99.8% | 96.8% |
| 鹿児島 | 92.2% | 98.5% | 88.3% | 98.6% | 90.2% | 99.8% | 93.6% | 97.7% | 96.4% |
| 沖縄 | 87.7% | 97.9% | 91.5% | 98.5% | 84.6% | 98.9% | 91.3% | 98.2% | 94.7% |
| 合計 | 91.2% | 98.6% | 90.1% | 98.9% | 86.1% | 96.6% | 95.0% | 95.0% | 96.5% |

1.2.2. 税源移譲とその影響

平成18年度地方税制改正（案）においては、所得税から地方税（個人住民税）への税源移譲の一環として、平成19年

度分以後の個人府民税の税率が次のように見直されることとされている。

| 現行税率 | | 改正案による税率 | |
|--------------------|-----|----------|-----|
| 課税所得 7,000 千円以下の金額 | 2 % | 一律 | 4 % |
| 課税所得 7,000 千円超の金額 | 3 % | | |

京都府にとっては増収に繋がるが、府民にとっては個人住民税の負担が増すことになるわけであるから、府税に対する関心は一層高くなることが予想される。その意味では、課税事務の執行には今まで以上に適正性と効率性が求められることになる。そこで、こうした適正性や効率性の確保という点についても留意して監査を実施した。

1.2.3. 調定作業と徴収取扱費交付事務

個人府民税の賦課徴収については、個人市町村民税の賦課徴収と併せて市町村が行うことになっているため、京都府としての調定作業は各市町村からの定期的な報告書に対するチェックを行うことによって実施している。したがって、このチェックの方法や結果に問題点がないか検証した。さらに、京都府は、各市町村における個人府民税の賦課徴収に要する費用を補償するため、各市町村に対して徴収取扱費を交付しなければならないこととされている。徴収取扱費の内訳は、納税通知書等 1 枚につき60円および京都府に払い込まれた金額に対して7%となっている。割高に感じられるが、地方税法第47条および同施行令第8条の3の規定によるものであり、京都府の裁量だけでは如何ともし難い。なお、徴収取扱費の計算書類は各市町村から提出され、京都府はそれをチェックした上で交付を行っている。個人府民税については、各市町村からの納入報告および徴収取扱費の計算書のチェックをして徴収取扱費を交付することで、均等割と所得割に関する徴収業務は完了する。

このように市町村による徴収事務に依存する個人府民税の調定作業および徴収取扱費交付事務について、京都府がどのような手続きにどれだけ時間を割いているのか、またどのようにして課税の効率化を図っているのか等についてヒアリングを行うとともに各種資料の提供を受けて監査を実施した。

1.3. 監査の結果

1.3.1. 調定作業について

個人府民税の調定事務スケジュールについて要約した資料が、次ページに掲げる【表1.3.1】のとおりである。

【表 1.3.1】 個人府民税調定事務スケジュール

| | 市町村からの報告 | 現年課税分調定 | 滞納繰越分調定 | その他 |
|-------|--|---|---|-------------------------|
| 17年4月 | 4月11日 ⑩賦課額異動報告書(3月末) ⑩滞納状況異動報告書(3月末) | (現1)⑩賦課⑰歳入特別徴収4、5月分 (現2)⑩賦課17年1～3月異動増額分 | ⑩滞納繰越分決算繰越 (滞1)16年度滞納状況異動報告による異動増減分 | |
| 5月 | 5月下旬 市町村への報告書提出依頼 ← | | | 振興局等へ依頼 |
| 6月 | 6月30日 ⑩滞納状況報告書(5月末) | | ⑩現年課税分決算繰越 | 担当者会議(説明会) |
| 7月 | 7月11日 ⑰賦課額報告書(6月末) | (現3)現1の異動増減分 (現4)⑰定期賦課分(当初) | | |
| 8月 | 8月下旬 市町村への報告書提出依頼 ← | (現5)⑩賦課17年4～5月異動増額分(滞納状況報告書) (現6)⑩市町村決算との調整増額分 | (滞2)⑩賦課17年4～5月異動減額分(滞納状況報告書) (滞3)⑩市町村決算との調整減額分 | 第1回 徴収計画 振興局等へ依頼 |
| 9月 | | | | → 不納欠損処分 |
| 10月 | 10月11日 ⑰賦課額異動報告書(9月末) | (現7)⑰賦課17年7～9月異動増減分 | | |
| 11月 | 11月下旬 市町村への報告書提出依頼 ← | | | 振興局等へ依頼 |
| 12月 | | | | |
| 18年1月 | 1月20日 ⑰賦課額異動報告書(12月末) | (現8)⑰賦課17年10～12月異動増減分 | | |
| 2月 | 2月下旬 市町村への報告書提出依頼 ← | | | 第2回 徴収計画 振興局等へ依頼 |
| 3月 | 市町村へ払込書送付 | | | |
| 4月 | 4月10日 ⑰賦課額異動報告書(3月末) | (現9)⑰賦課18年1～3月異動減額分 | | |

個人府民税の均等割と所得割の調定については、各市町村からの報告書に基づいて行われている。個人府民税の賦課徴収に関して、京都府は地方税法第46条の規定に基づき京都府府税条例第35条の規定によって市町村長からの報告を受けている。報告書の種類および提出期限は【表1.3.1の2】のとおりである。

【表 1.3.1 の 2】 徴収取扱費に関する報告書について

| 報告書の種類 | 調製期日 | 提出期限 |
|----------------------|--------|-------------|
| ①個人の府民税の賦課額に関する報告書 | 6月30日 | 調製期日から10日以内 |
| ②個人の府民税の賦課額異動に関する報告書 | 9月30日 | 調製期日から10日以内 |
| | 12月31日 | 調製期日から20日以内 |
| | 3月31日 | 調製期日から10日以内 |
| ③個人の府民税の滞納状況に関する報告書 | 5月31日 | 調製期日から30日以内 |

【表1.3.1の2】における と の報告書には、納税者数と課税総額が普通徴収分と特別徴収分等の区分ごとに記載されている。さらに の報告書には、現年課税分および滞納繰越分のそれぞれについて、翌年度への繰越額と経過表の記載があり、京都府の出納機関への払込状況や不納欠損額の事由別内訳の記入がある。

京都府は、上記の各報告書に対して内容のチェックを行い、個人府民税の調定を行う。このチェックは、主に報告書の計算内容に関する正確性と数字の連続性に関する妥当性に主眼が置かれているものの、書類上のチェックにとどまっているのが現状である。個人の所得税の確定金額が過少であると認められる場合や所得税につき無申告かつ決定のなされていない場合における自主調査による算定作業（地方税法第315条）についても、もっぱら市町村に委ねられている。

1.3.2. 徴収取扱費交付事務の概要

徴収取扱費の交付は、地方税法第47条の規定に基づき、京都府府税条例第36条によっている。この徴収取扱費の算定対象は、次の【表1.3.2】のとおりである。

【表 1.3.2】 徴収取扱費の算定対象

| 算定対象 | 取扱費交付金額 | 根拠法令 |
|---|---|-------------------------------|
| 納付義務者に対して交付した納税通知書に対するもの（普通徴収分） | 納税通知書の数に60円を乗じて得た金額 | 地方税法第47条第1項1号 同施行令第8条の3第1項 |
| 特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付した通知書に対するもの（特別徴収分） | 特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数に60円を乗じて得た金額 | |
| 特別徴収義務者に交付した分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書に対するもの | 分離課税に係る更正（決定）の通知書の数に60円を乗じて得た金額 | |
| 京都府の出納機関に払い込んだ金額に対するもの | 京都府に払い込んだ金額に7%を乗じて得た金額 | 地方税法第47条第1項2号 同施行令第8条の3第2項 |
| 還付（又は充当）した過誤納金額及び還付加算金額に対するもの | 還付（充当）した過誤納金に相当する金額 | 地方税法第47条第1項3号 |
| | 還付（充当）した過誤納金に係る還付加算金額に相当する金額 | 地方税法第47条第1項4号 |
| 報奨金の額に対するもの | 納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額 | 地方税法第47条第1項5号 |

また、徴収取扱費交付事務の流れとしては、

各市町村より計算書提出 計算書の精査 交付金額の集計 起案 決裁 支出

となっている。

交付は、7月・8月・11月・2月の年4回である。京都府は各市町村が作成する徴収取扱費計算書に対してチェックを行い、交付を決定をする。各市町村に対する徴収取扱費の支払いは、各市町村からの個人府民税の納入とは別途に行われる。地方税法第47条第1項1号、同施行令第8条の3第1項に基づき支払われる通知書発送1件あたり60円の金額については、税額が納税者から未収となっても、それに関わらず機械的に支払われている。

1.3.3. 徴収取扱費交付事務の移管

調定作業および徴収取扱費交付事務については、平成16年10月より各所管ごとで事務処理をしている。すなわち、京都市分は本庁税務課で、他の市町村分は京都西府税事務所および各広域振興局でそれぞれの事務手続きを担当することとなった。それ以前は本庁税務課だけですべての事務作業をしていたものである。そこで、本庁税務課単独で全市町村分の個人府民税の事務手続きをしていたときの実績として、どの程度の手間を必要としていたかについて質問したところ、京都府からは「年間の業務量を延べ人数で換算すれば0.25人分である」という回答を得た。

京都府では、滞納整理における市町村との連携を図るべく、各市町村に対する徴収取扱費の支払権限を平成16年10月1日付けで京都西府税事務所と各広域振興局税務室に委譲している。その結果、京都西府税事務所および広域振興局税務室は、上記個人府民税の調定作業の事務と徴収取扱費の交付事務の作業を新たに負担することになった。作業内容は、もっぱら各市町村から提出される書類のチェックであるが、そのチェックの内容は書類上の数字の正確性と連続性に関するチェックのみであり、市町村の保有する原始資料等までチェックするものではない。したがって、特に高度な知識と経験を必要とされる作業ではなく、この作業に特殊性や困難性は認められない。しかし、その一方で、それなりに手間のかかる作業であることも事実であり、委譲先において多少なりとも業務負担の増加を伴っている。

1.4. 意見

1.4.1. 徴収率向上への積極策について

京都府は、その規模に比べて相対的に大きな政令指定都市を抱えるという意味では特色のある地方自治体である。【表1.4.1】から分かるように近隣の府県とそこに位置する政令指定都市の人口比が約3割前後であるのに対して、京都府と京都市のそれはほぼ倍の約6割に達する割合となっている。このことは京都市政の京都府政に与える影響が大きいことを物語っている。

【表 1.4.1】 府県人口に占める政令指定都市人口の割合

| | 府県人口に占める政令指定都市人口の割合 | | | 人口調査時点 |
|----------|---------------------|----------|--------|------------------|
| | 府 県① | 政令指定都市② | ②/① | |
| 京都府・京都市 | 2,644 千人 | 1,469 千人 | 55.6 % | 平成 17 年 9 月 1 日 |
| 大阪府・大阪市 | 8,846 千人 | 2,640 千人 | 29.8 % | 平成 17 年 9 月 1 日 |
| 兵庫県・神戸市 | 5,593 千人 | 1,526 千人 | 27.3 % | 平成 17 年 12 月 1 日 |
| 愛知県・名古屋市 | 7,262 千人 | 2,216 千人 | 30.5 % | 平成 17 年 12 月 1 日 |

これは、個人府民税の徴収という場面においても顕著であり、京都府の徴収率が47都道府県中トップとなっているのも、実は京都市の個人市民税の徴収率が高位で推移していることに負うところが大きい。しかし、その一方で滞納繰越額が大きくなっているということは、京都市以外の府内の市町村の徴収実績が芳しくないことの証左でもある。

したがって、京都府においては、府内の市町村との連携を深めて滞納繰越額の圧縮と新たな発生の防止に向けた積極的な取り組みを展開することを期待したい。この点、地方税法が改正されて道府県による直接徴収の要件が緩和されたことが契機となって、高額で悪質な滞納案件を対象とした道府県による直接徴収が活発化していると聞く。報道によると、大阪府でも府税収入未済額の3分の1（約129億円）を占める個人府民税の早期徴収を図るため、個人住民税で徴収困難な滞納事案について市町村から徴収権限を引き継ぎ、大阪市を除く府内42市町村で直接徴収に着手し、これまでに23市町村から引き継いだ事案の4分の3を処理したという。

京都府においても、京都市以外の府内市町村とこれまで以上に積極的に直接徴収の合意を行い、戸別訪問や財産調査を実施し、場合によっては差し押さえに踏み切るなどの毅然とした対応をとることが望まれる。

1.4.2. 調定作業および徴収取扱費交付事務について

個人府民税の調定および徴収取扱費の交付事務は、もともと本庁税務課ですべて行っていたものであるが、平成16年10月より京都西府税事務所と広域振興局税務室に管轄市町村分についての調定作業および徴収取扱費の交付事務手続と

支払権限を委譲している。これは市町村連携に重点をおく京都府の政策の一環でもある。しかしながら、個人府民税の課税の効率性という観点からは、この政策には疑問なしとしない。確かに、個人府民税の滞納繰越額は少なくなく、その滞納整理において市町村との連携を図ることは重要である。しかし、滞納整理に係る市町村連携の問題と単なる書類上のチェックにすぎない徴収取扱費交付事務の委譲・移管との間に関連性は見いだしがたく、個人府民税の課税という全体像を俯瞰した場合、事務手続きの委譲・移管により、かえって課税の効率性の低下を招いているのではないかとこの疑問が残る。

この点、事務作業の委譲・移管した後の年間の事務量がどのように変化したが改めて質問をしたところ、本庁税務課からは「調定事務および徴収取扱費交付事務ともに事務処理の内容は移管前後を通じて同じであることから、トータルの事務量についてほぼ変化はない」との回答を得た。要するに、一定の事務量を分担しただけであるからトータルでは何も変わらず、その意味では効率化には繋がっていないということである。

実際、課税の効率性という観点から考えた場合、一定の事務処理を集中して行うのと分散して行うのとでは、集中処理をした方が業務の統一性や情報の一元管理という面からは優れていると思われる。機械的に納入される個人府民税の事務的なチェックは1ヶ所でまとめた方が明らかに効率的であり、個人府民税に係る各種のデータ作成等も本庁税務課で一括して対応するほうが、業務としての一貫性を保つことができよう。その意味で、個人府民税の調定作業および徴収取扱費交付事務手続の分散は、課税の効率性を阻害していると判断せざるを得ない。

しかし、それでも敢えて事務手続の分散に踏み切ったのは、それが滞納整理に係る市町村連携の強化に繋がると考えたからと推察する。この事務手続きを糸口として府税公所と市町村の担当者同士が接触する機会が増加し、ひいては交流が生まれて市町村連携の活性化に繋がるという効果を期待しての取り組みと理解する必要もあろう。したがって、こうした努力を重ねつつある市町村連携による成果について、われわれは今後より一層厳しい目で見守っていく必要がある。この点については、後述する「13. 府税の滞納整理について」(77ページ)においても詳細に検討しているが、滞納整理における市町村との連携は緒に就いたばかりであり、今後の積極的な取り組みが期待されることである。

1.4.3. 徴収取扱費のあり方について

徴収取扱費は、地方税法および地方税法施行令で金額が定められているものである。しかし、各市町村が負担する徴収コストを補償する額として適正であるかどうか再度検討する余地があると考ええる。納入額に対して一律7%の徴収取扱費負担とされているが、特別徴収と普通徴収による納税では徴収コストには明らかに差があるであろうし、そもそも7%という負担率の合理性についても検討の余地があろう。

さらに、通知書1通につき60円という負担は、京都府の実収入の有無に関係なく発生するものであり適正な負担といえるのかどうか疑問である。

こうした問題は、ひとり京都府のみで解決できるものではないが、他の都道府県とも連携して総務省を通じて法律改正を働きかけていく必要性を感じる。

なお、平成18年度地方税制改正(案)によると、平成19年度分以後の徴収取扱費の算定方法が次のように見直されることとなった。

【表 1.4.3】 徴収取扱費の算定方法の見直し

| 現行の算定方法 | 改正案による算定方法 |
|---|--|
| $\text{税収入額} \times 7\% + \text{納税通知書等の数} \times 60 \text{円}$ | $\text{納税義務者数} \times 3,000 \text{円 (注)}$ (注) ただし、平成19、20年度課税分については4,000円 |

現行の算定方法が税収ベースとなっているため、税源移譲によって都道府県民税収入額が増加すると、それに連動して市町村に交付する徴収取扱費が増加するという問題があるため、新たな算定方法が導入されるようである。この改正案を受けて、徴収取扱費交付金額が今後どのように推移するかについて本庁税務課に試算を求めた結果を要約した資料が、次ページの【表1.4.3の2】である。

【表 1.4.3 の 2】 府が負担する徴収取扱費交付金額の推移（試算）

| | | 徴収取扱費交付金額 |
|---|-------------|-------------------------|
| 現行の算定方法 | | 約 30 億 (16 年度ベース実績額) |
| (税収入額×7%) 部分 | → 2,969 百万円 | |
| (納税通知書等の数×60円) 部分 | → 72 百万円 | |
| 改正案による算定方法 | | 約 43 億 (16 年度ベース試算額) |
| 平成 16 年度の納税義務者数 1,071 千人 × 4,000 円 (注) | | |
| (注) 平成 21 年度課税分からは 3,000 円に減額 | | |
| ↓ | | |
| 平成 16 年度の納税義務者数を前提にして試算すると、徴収取扱費交付金額の負担は約 13 億円 (43 億円 - 30 億円) 増加する。 | | |
| ↓ | | |
| しかし、納税義務者数が横這いで推移するとして、税源移譲による府民税増収額を 400 億円と仮定すると、現行の算定方式のままであれば、56 億円 (400 億円×7%) の負担増となる。 | | |
| ↓ | | |
| 府としては、43 億円 (56 億円 - 13 億円) の負担増を回避できる。さらに、平成 21 年度課税分からは一人あたり 3,000 円に減額されることから、有利性は高まると予想される。 | | |

つまり、現行の算定方法に比べて納税義務者数をベースにした新しい算定方法によるほうが、府の負担額が安定した形で低く抑えられることになる。こうした歓迎すべき改正が日頃からの働きかけの賜物とするならば、今後も機会を捉えて他の都道府県とも連携して積極的に法律改正を働きかけていく必要があることを痛感する。

2. 個人事業税について

2.1. 個人事業税の概要

2.1.1. 個人事業税の特徴

事業者は、道路などの各種の公共施設を利用し、様々な行政サービスを受けている。そこで、こうした行政コストの応分の負担を個人事業者に求めて課税されるのが個人事業税である。納税義務者は、府内に事務所・事業所を設けて第一種事業、第二種事業および第三種事業を営んでいる個人である。第一種事業とは物品販売業等37業種で原則として商工業等いわゆる営業に属するものとされ、第二種事業とは畜産業等3業種で概ね原始産業に属するもの、第三種事業とは医業等31業種でいわゆる自由業に属するものとされている。

2.1.2. 税率と課税標準

個人事業税の税率は次のとおりである。

【表 2.1.2】 個人事業税の税率

| | |
|-------|--|
| 第一種事業 | 課税所得額の 5 % |
| 第二種事業 | 課税所得額の 4 % |
| 第三種事業 | 課税所得額の 5 % (ただし、第三種事業のうち助産師業、あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業および装蹄師業は課税所得額の 3 %) |

また、課税標準は前年中における個人の事業所得と不動産所得である。所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得や不動産所得の計算と同じであるが、所得税にある青色申告特別控除などの制度はない。また、地方税法の規定により年290万円（事業の期間が1年に満たないときは月割計算による）の事業主控除などの各種控除があり、それらを控除して課税所得額を求めた上で税率を乗じて税額を求める。

2.1.3. 申告と納税

事業所得の金額が事業主控除額を超える者は、翌年の3月15日まで（年の中途に事業を廃止したものについては、廃止した日から1月以内、死亡により事業を廃止したときは4月以内）に、当該年分の個人事業税に係る申告書を提出する必要がある。ただし、所得税の確定申告書あるいは府・市町村民税の申告書を提出した場合には、当該申告書が提出された日に事業税の申告がされたものとみなされる。

そして、京都府から送付される納税通知書によって、8月、11月の2回に分けて（税額が1万円以下の場合は8月に全額）納付する。

2.1.4. 個人事業税に関する業務フロー

個人事業税に関する業務フロー図を次ページの【図2.1.4】に示す。